

2008年12月22日

各 位

会 社 名 株式会社みずほフィナンシャルグループ
代 表 者 名 取締役社長 前田 晃伸
本 店 所 在 地 東京都千代田区丸の内二丁目5番1号
コ ー ド 番 号 8411 (東証第一部、大証第一部)

優先出資証券の条件決定に関するお知らせ

当社は、平成20年11月13日付「海外特別目的子会社の設立及び優先出資証券の発行に関するお知らせ」において公表いたしました優先出資証券の発行条件を、本日、下記のとおり決定しました。なお、本優先出資証券には、当社の普通株式への交換権は付与されておりません。

記

発行体	Mizuho Capital Investment (JPY) 4 Limited (英国領ケイマン諸島に設立した、当社が議決権を100%保有する海外特別目的子会社)
証券の種類	円建配当金非累積型永久優先出資証券 (当社普通株式への交換権は付与されません)
発行総額	3,550億円
配当率	年4.78% (平成27年6月まで固定配当) 平成27年6月以降は変動配当 (ステップ・アップなし)
発行価額	1証券あたり1億円
払込予定日	平成20年12月29日
資金使途	発行代り金は、最終的に子銀行への永久劣後特約付貸付金として全額使用
優先順位	本優先出資証券は、残余財産の分配請求権において、当社が発行する優先株式と実質的に同順位
発行形態	国内私募 (みずほ証券株式会社が本優先出資証券を発行価額で全額買取引受し、国内適格機関投資家に対して投資勧誘を行います)

以上

ご注意： この文書は、優先出資証券の条件決定に関して一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず、いかなる有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘 (以下「勧誘行為」という。) を構成するものでも、勧誘行為を行うためのものでもありません。

上記の優先出資証券は、1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また、今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて当該証券の登録を行うか又は該当する登録の免除を受ける場合を除き、米国において募集又は販売を行うことは許されません。